

会 議 録

名 称	第3回第八中学校・第十一中学校統合新校推進協議会
日 時	令和4年6月29日（水）午後7時から午後8時40分
会 場	第八中学校体育館
出 席 者	37名
会議次第 会議の結果 及び 主な発言	1 開会 2 統合新校の位置及び通学区域について （会長） 前回に引き続き、統合新校の位置及び通学区域の議題となるが、本協議会での論点を明確にするため、幹事会で論点整理をした。 まず、事務局から前回の協議会後に提出いただいた各委員からのご意見を説明後、幹事長から幹事会で整理した論点を報告し、協議に入る。 【説明概要】 ○前回の協議会後にいただいたご意見等の説明 前回の協議会後の意見提出期間に提出された12名の委員からのご意見等を資料1「第2回第八中学校・第十一中学校統合新校推進協議会後に提出された意見について」により、統合新校の位置に関するご意見等を中心に事務局から説明。 ○第3回協議会に向けた幹事会による論点整理 幹事長から資料2「幹事会による論点整理について」により説明。 前回の協議会では様々な資料、情報が提供された関係等から議論が広がり過ぎたため、論点を絞ってほしいというご意見もあり、幹事会において論点整理をさせていただいた。 協議の経過として、第2回協議会において、統合新校の位置及び通学区域に関して、校地・校舎等の条件、通学の条件といった説明が事務局からあり協議を行った。 また、第八中学校、第十一中学校の統合に関連する事項として、大岡山小学校の建て替えに関する情報提供もあり、様々な資料、情報があつたことから議論が広がり意見も拡散した。協議会において、論点をしっかり絞って欲しいという意見があつた。 その中で、幹事会として第3回協議会の論点整理を行うこととした。 まず、今回の協議会の到達点を設定し、望ましい統合新校の位置及び通学区域の方向付けを行うために、どのようなものが考慮すべき指標

なのかということ整理した。

その結果として二つの条件を掲げ、一つ目が通学の条件、もう一つが校舎等の条件、いわゆる校舎等の入る敷地のスペックである。この2点を統合新校の位置の決定にあたっての重要な要素としてまとめた。

それ以外に直接・間接的に影響する要素はあると思うが、校地を決めるに当たり、考慮すべきはこの2点が重要と判断した。

その上で、まず一点目の通学の条件だが、第八中学校にした場合は、すべての生徒が徒歩35分圏内、第十一中学校にした場合は徒歩25分圏内で通学できる。この35分、25分という数字は実際歩いた時間で前後するとしても、第十一中学校が通学区域の中心に近く、通学負担緩和措置を講じることなく通学ができる、そういう優位性がある。

二つ目が校地・校舎等の条件である。様々な意見があるが、それぞれの敷地の特徴や用途地域、高さ制限等により、建築条件は異なるものの、どちらの敷地においても、18学級規模（望ましい学校規模の上限）の学校施設の建設が可能となっている。二点目として、新校舎の計画に対する要望は設計や工事の工夫により対応できる幅が大きい。三点目として、第八中学校、第十一中学校は、災害時や風水害時において、地域避難所として機能する施設である。

どちらの敷地になっても、統合新校に必要な一定規模の建物の整備が可能であること、自然災害に対する安全性が確保されていることを考慮し、幹事会からの提案として、第八中学校と第十一中学校の統合新校の位置を決定するための優先的な指標は、通学の条件としたい。二つの条件はどちらも大事だが、校地・校舎等の条件では大きな差がないと捉え、通学の条件では第十一中学校の方が通学負担の緩和措置がなく安全に通学できるということを優先的な指標とすべきという意見でまとまった。幹事会としての説明は以上である。この案をもとにご議論をいただきたいと思っている。

【質疑・意見】

- 呑川について、目黒区側は暗渠で万全の措置をしていると思うが大田区側は開渠で普通の川になっている。地震等の際に川から津波の影響で第十一中学校の校庭はもとより校舎の方まで水没するという恐れがないのか。

⇒（学校統合推進課長）その点は、防災所管課へ事前に確認しており、首都直下型地震等の地震による津波での浸水の被害は想定されていないと聞いている。なお、水害ハザードマップでは、千年に一度の大雨の状況を予想しての浸水エリアを示している。

- 1週間くらい前のテレビ番組で、呑川と荒川で危険性があると放送されていたと聞いている。絶対に大丈夫とは言えないと思うが、いかがか。

⇒（学校施設計画課長）東京都の防災ホームページによると、首都直

	下型地震等による東京の被害想定(令和4年5月25日公表)において、目黒川においては浸水被害が想定されるが、立会川と呑川については被害が想定されていない。参考情報として標高では、目黒川が中目黒駅前付近では6m位で、呑川の第十一中学校周辺では 21 m となっており、標高から考えても地震での被害の可能性は低いものと考えられる。 ⇒(会長) 今後、調査したものを再度出してもらえるということである。 ○ 現在の中学校の学校規模と統合によってどのような学校規模になっていくかが気になる。中学校に関しては、大学進学を考慮すると中高一貫という選択肢がある。今後、教育委員会において中高一貫校という話が出てくると、さらに高校を併設するのか等の別の議論がでてくる可能性があるのか、検討の余地はあるのか確認したい。 ⇒(学校統合推進課長) 現在、区立中学校は9校あり、南部・西部地区の統合の取組により7校となる。統合の先行例として目黒中央中学校と大鳥中学校があり、通常学級の規模と生徒数(令和4年4月7日時点)が目黒中央中学校で16学級・588人、大鳥中学校で15学級・506人である。また、第一中学校で5学級・142人、第七中学校で7学級・204人、第八中学校で7学級・218人、第九中学校で6学級・162人、第十中学校で12学級・408人、第十一中学校で6学級・200人、東山中学校で11学級・363人である。 第八中学校と第十一中学校を統合した場合の想定は、昨年改定した統合方針で、13学級・476人としており、参考に第七中学校と第九中学校を統合した場合の想定は13学級・413人としている。 また、中高一貫校に関してのお尋ねだが、高等学校については都が基本的な管理・運営主体となる。高等学校の学校規模は中学校よりも大きく、学年あたり6～8学級が標準的であり、区において高等学校を中学校に併設するには敷地・施設面で整備が難しい。また、中高一貫校は入学にあたり受験(適正検査)が必要で、中高一貫校を設立したとしても、地域の子供が入学できないという状況が生じる。さらに、区が中高一貫校を設立した場合は、都が負担していた高等学校部分の経費を区が負担することとなる。23区で唯一千代田区が九段中等教育学校を設置しているが、入学試験(適正検査)により、区外の都民を受け入れており、また、高等学校部分の教職員の人件費だけでも区が年間約4億円を負担していると聞いている。経費の面からしても区市町村レベルでは設置は難しいものと考えており、目黒区において中高一貫校を設立する予定はない。 ○ 幹事会の提案に賛成する。この案で進めていただきたい。呑川の件では、現在、中根住区センターの目の前で大きい管を入れる工事をしている。工事は都の管轄で以前に大田区で説明があったと聞いている。必要な対策もされており大丈夫ではないかと考えている。第十一中学校は地震に対する避難所としても十分機能する。この地
--	--

域の避難所は中根小学校と第十一中学校ということで考えている。

- 資料1の別紙2について疑問がある。実際に歩いたのか、行きと帰りの往復を測ったのか、という質問と、実際に歩いての通学路としての感想を伺いたい。

⇒（学校統合推進課長）資料でお示しする所要時間はグーグルマップで試算された登校時の時間であり、複数の職員、職員が子どもと一緒に歩くなどして所要時間を確認している。必ずしも34分ということではなく、1～2分程度ズれることはあった。通学ルートは複数あり、呑川緑道から通学する経路等もあり、この資料に記載のルートが中学生の通学に適当かということはあるが、歩いたところ何か危険があるという印象ではない。この資料でお示しするルートは一定の目安であり、通学ルートに関して、資料3でも説明するが、具体的には令和5年度に部会を立ち上げ、どの通学ルートが適当か個別に確認し、危険区域などは道路管理者などと調整するという形で進めていく予定である。

- 別紙2の緑が丘三丁目から第八中学校に向かう経路について、緑が丘駅から緑が丘交番に向かうルートは、第十一中学校の関係はわからないが、中根小学校の通学路では禁止されているルートである。緑が丘駅から緑が丘交番に向かう際には、緑が丘商店街から緑が丘郵便局経由のルートか緑道沿いのルートを歩くことになる。実際に歩けない道を示した資料を基に議論を進めることは間違っていると思う。こうした資料が出されるのは、住民からの不信感を招くことにつながる。こうした資料を基に議論することに私は反対したいと思う。所要時間35分という時間も甚だ疑問だ。資料で示されたルートは通学路として使えないルートであり、車の交通量が非常に多い道路で、子どもたちが通学するには大変危険な道路である。通学路のルートは区の方で協議してもらって、実態にそぐわない資料が出されないようにしてもらいたい。

⇒（事務局）実地踏査を行い、ご指摘の緑が丘三丁目から緑が丘交番に進むルートは子どもを連れて歩くには危ないという認識がある。こうした実踏を重ねたところ、資料記載のルートを実際に通学ルートとするかは、検討が必要と感じている。例えば、他の地図アプリケーションでは、緑が丘三丁目から呑川緑道に沿って進むルートや、緑が丘駅から線路沿いに緑道まで進んで緑道を進むというルートが出る。そのような複数のルートを歩いてみても、大きく時間差は出ないというところは確認している。緑道に沿って進むというルートも実踏しており、その上で、グーグルマップの所要時間と大差がないことを確認し、一定の目安として、グーグルマップで検索されたルートを統一的に使用してお示ししているものである。実際に生徒が通学する経路を検討する際には、委員の意見も踏まえて、どのルートが安全なのか、今後、専門部会を立ち上げてその中で様々なご意見をいただき、今回のような実地踏査を重ねながら詰めていくものと認識し

	ている。 ○ 今後の検討課題として、現実に則さない資料は出さないでもらいたいということをお願いしたい。 ⇒（会長）今後は検討してきちっとしたものを配布していきたいと思う。 ○ 資料（協議会だより、議事録を含む）は誰のどのようなチェックを経て公表資料になっているのか。丁寧に作られていないと感じるところがある。協議会だよりでは、地図に方位が記載されていない、航空写真を使用しているがその出典が明記されていない。これらは基本的なことだと思うが、しっかりチェックする仕組みがあるのか。 ⇒（教育次長）教育次長まで確認し、公表までの手続きをとっている。地図の方位など不備についてはお詫び申し上げます。 ○ チェックしたことがわかる資料を求められた時に、しっかりと答えられるようチェック体制を作っておいた方が良い。 ○ 資料2について、考慮すべき指標の「指標」とはなにか。「通学の条件」、「校地・校舎等の条件」のことか。「考慮すべき条件」とするのが正しいのではないか。そして、「通学の条件」の中の指標の中に、「通学時間」、校地・校舎であれば、「18学級規模を確保できるか」や「地域避難所としての機能があるのか」などの指標があるということではないか。条件が2つとされているが、他にも色々条件があって、例えば前回の協議会では安全性の話などもあった。他にどのような条件があって、それをどの様に評価・判断してこの2つが重要と決めたのか、説明してもらわないと議論の土俵には乗れない。これを説明してもらった上で内容の話になっていくが、通学の条件として35分や25分という記載があり、それを踏まえて第十一中学校校地が通学区域の中心に近く、という記載につながっているのが理解できない。これが、通学時間が短いのでというのであれば理解できるが、何を根拠に通学区域の中心に近いと判断したかを説明できるか。さらに、通学負担の緩和措置を講じることなく通学できると記載されているが、これは必要に応じて緩和措置を行えば良い話であると思うが、なぜか、通学負担の緩和措置も前提条件になってきている。「答えありき」のところで議論していくのも良いが、そのように考えている理由とか条件とかわかりやすく説明していかないと公平に判断できなくなってしまう。そうすると、感情的に第八中学校が良い、第十一中学校が良いというところに陥ってしまう。そうしたことを踏まえて、資料をブラッシュアップしてもらって、自分が町会に戻った時に上の人に説明できるようにしてもらいたい。 ⇒（幹事長）資料上の言葉の使い方に関しては、十分でなかったと反省している。指標だとか、条件だとか、いくつかの言葉が混在
--	--

し、感じ方が違うというところに関しては、プロではない私たちが幹事会として精一杯考える中で使った言葉ということでご容赦いただきたい。2つの条件にすべきというところについては、幹事会の中でも完全ではないと認識はしている。例えば、通学負担の緩和措置については、緩和措置を講じるか講じないかで通学の条件が変わるのではないかという意見もあった。しかし、通学負担の緩和措置として、スクールバスを通らせるとか色々なことをやれば、「たられば」のことを言えばいくらでも可能性が広がってしまい、何によって位置を決めるのかということがブレてしまうという意見が幹事会の中で出ていた。その中で、通学の条件と校地等のスペックで言えば通学の条件を優先したいこと。さらに、通学条件の中で言うと35分とか25分とかの時間ではなく、どちらが同心円状に広げた時に学区の端までの直線の距離が近いのかという点で案を示したところである。通学負担の緩和措置を仮に講ずることがなく通学することができればより安全であろうという意見が出ていたものと記憶している。そういう部分がこの資料の中に十分に反映されていなかったという点については反省したいと思う。

⇒（会長）幹事会では、今幹事長から説明したことについて、かなりのご意見が出ていた。そうしたご意見をしっかり捉えて、幹事長が整理を行い、通学の条件についても単純に35分ということではなく、これまで何回も距離や時間、ルートに関する説明があったと認識しており、こうしたことも踏まえて幹事会で検討をさせていただいた。

○ 協議会においてこれで決定したようにして統合新校の位置をどちらかに決めるのか。また、決定したことはどこまで拘束力をもつのか。

⇒（学校統合推進課長）協議会の位置付けということで、第1回の協議会でお話しをさせていただいたが、協議会のご意見をいただく組織のため、統合新校の位置を決定するという機関ではない。ただし、協議結果を取りまとめて、教育長に報告していただき、その協議結果を尊重して、教育委員会において統合新校の位置等を定めた整備方針を策定させていただく。なお、整備方針の策定に当たっては、まず方針案を策定し、説明会などを開催して協議会の構成員の方等からも、ご意見をいただいたうえで決定していくことになる。

○ ここは皆で協議をして決める場所ではなく、基本的に事務局がもっている案に対して説明をいただき、それに対してご意見をいただくという場という理解でよろしいか。

⇒（学校統合推進課長）資料を色々とお示しし、案を作る段階から、皆さまからご意見・ご協力をいただきながら案をまとめていくと

いう機会となっている。条件をお示ししつつ、そこにご意見をいただきながら、最終的に教育委員会で決定させていただくということになる。

- 議事録や協議会だよりには「協議」をしたと記載しないでいただきたい。何も協議をしていないので「協議」をしたという表記はしないでほしい。「説明した」、「説明して意見交換を行った」にとどめてもらいたい。「協議」という言葉を理解していると思うので、実態に則した表記にしてもらいたい。

⇒（学校統合推進課長）ご意見として承るが、意見交換というところで「協議」として捉えている。「協議」をしていないという話なのかどうなのか理解が及ばないが、今回、協議会として立ち上げさせていただき、幹事会の皆さまにも熱心にご議論いただいて、今回提案させていただいている。まさに、意見交換、協議をしていて、その中でこの協議会においても意見をいただいているとして捉えており、事務局側の視点として「協議」をしているものと認識している。

- 今みたいな話、しっかりと考えているところを出していただいて、そこで共有することが大事だと思っている。仮にその表現上の話が合わなかったとしても、そこに持っている意味をしっかりと共有して進めていくことができるため、そういう意味ではありがたい。よかったと思う。

（会長）この協議会の設置要綱の第9条によって協議の結果、協議会で話し合いをした結果や意見を教育長に報告することになっている。通学条件も含め、新設中学校をこの校地にした方が良いという議論を今回してきた。どちらの学校にすべきというような意見はまだ1人2人ぐらいしか出ていない。幹事会では通学の条件では第十一中学校という提案があり、本日どちらの校地にした方がよろしいのか、いろんな議論が出た中で、宿題もあるが、どちらかに新校の設置場所を決めていかないと、次の段階に進むことができない。意見を伺い、本日どちらかにということは決められないということであれば、皆さまのご意見を本日ある程度伺い、教育長に第3回までの意見を報告したいと思うがいかがか。

- 決めるのであれば資料2をブラッシュアップしていただきたい。本日の議論、日程も踏まえた形で、協議会委員が納得できるものを提示していただいてから先に進んでいただきたい。決して反対するというものではないので、自分たちが公平にジャッジをして、納得していきながら先に進んでいきたい。

⇒（教育次長） 具体的な議論が始まったのは第2回ということで、その際には、区から様々な資料をお示しして、色々な意見を多方面からいただいた。それを受けて、幹事会を開いて論点を整理し、

指標という言葉がそぐわないということであれば検討するが、通学の条件と校地・校舎等の条件ということで絞らせていただき説明させていただいた。通学経路の設定の仕方が適切でないとする意見や資料の作りの点でご意見をいただいたものと考えている。今後、ブラッシュアップとは、もっと別の資料が欲しいということか。具体的にどういうことを言っているのか確認したい。

(会長) 先ほどは、通学路をしっかりとチェックして、通学路で使えるものを示してほしいと意見があった。

- 通学経路として示した時間が実際に歩いて35分だったのかというところをしっかりとフィックスしていただき、そこから議論を進めないといけない。実際に通学できないようなルートが資料として今回出されている。教育委員会として35分圏内という前提を確かめているということであれば、そのルートをしっかりと示していただきたい。

(会長) また、防災に関する問題もお示ししてほしいとの意見があった。

⇒ (学校統合推進課長) 津波に関しては事前に防災の所管課に確認していて、首都直下型地震であったり、地震の関係で呑川の目黒区側でそうした影響がないことは確認している。テレビ番組の放送内容は、別のエリアの話であり、目黒区側において津波による影響がないことは確認している。

- ハザードマップでグラウンドと正門付近は水深1～2mで浸水するとある。グラウンドで1m水が張ってしまって、正門の辺りが1m水に浸ってしまったら、地域避難所として成り立つのか。

⇒ (学校統合推進課長) 風水害について一定の制約はあるが、体育館などは使用でき、地域避難所の機能としては成り立つこととして、現状も防災計画を立てており、建替えにより強靱化もできることであり、第十一中学校は地域避難所として成り立っている。

- 先ほどの発言は、資料のケアレスミスは修正するが、基本的に協議会で提示したものを修正しないということか。

⇒ (教育次長) ご指摘のあった部分で修正することは当然考えている。今後この協議会で議論をしていくに当たり、どういうものが不足しているのか教えて欲しいということである。資料を修正するというものと違うものがあるのであれば対応しなければならないと考えている。

- 先日、協議会の議事録確認があり、その中で内容が一部修正され、事前に送付されたものと公開されたものが違うということがあった。手続き的な話だが、内容確認をして修正した場合には、修正したものを再度確認させてほしい。そうしていかないと皆が認めたものとはならないと思う。

⇒（学校統合推進課長）協議会の内容を広く周知するという目的で、なるべく早く会議資料や会議録を公表することが必要として、今の方法をとっている。一般的な会議録の確認方法として、次回の協議会で前回の会議録を出して確認するというのだと、決定までに1か月かかってしまう。公表日の周知や再度の確認など、ご指摘いただいた点については改善していきたい。

（会長）意見をたくさんいただいた。資料等で不足があれば事務局の方で考えるということで、教育長に報告する時期にも差し掛かっており、一つだけお諮りしたい。現段階で統合新校の位置について、協議会として、どちらかの方に決めて報告することに関してはいかがか。よろしいでしょうか。

本協議会は、先ほど事務局から説明があったとおり決定機関ではないということ、協議会で出た意見を教育長に報告し、その後の手続きを経て正式なものになっていくということである。現段階では、通学の条件を優先的に考え、現在の第十一中学校の校地の方が望ましいということ、教育長に報告するという点に関してはいかがか。

特に反対というご意見はないため、その旨を報告することとし、今後の協議会においてもご意見をいただき、報告書のとりまとめに生かしていくということで、大きな異議がなければそのように報告をしていきたいと思うがいかがか。

（異議なし）

（会長）それでは、統合新校の位置についてはそのように報告していく。

＊資料3「通学負担の緩和措置について」に関しては、来年度以降具体的に検討していく内容であり、時間がない中で行う議論ではないとして、次回の議題とした。

3 その他

事務局から以下の2点について情報提供した。

（1）小学校の児童・保護者向けアンケートの実施について（資料4）
（情報提供概要）

区立小学校の児童・保護者向けアンケートを7月頃に実施する。配布資料のような内容でオンラインフォームを利用したアンケートを考えている。

（2）令和5年4月入学隣接中学校希望入学制度について（資料5）
（説明概要）

隣接中学校希望入学制度の来年度入学の案内を6月20日に発行したため、情報提供する。内容については後程ご確認いただきたい。

4 閉会

第4回協議会は、7月21日（木）午後7時から第十一中学校体育館で開催することとした。

以 上